

石巻市奨学金返還支援事業助成金申請に必要な書類について

窓口及び郵送で手続きする際に提出が必要となる書類は下記のとおりです。

(1) 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

(2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証明する書類

- ・ 奨学生証または奨学金貸与証明書等

(3) 奨学金返還額証明書及び奨学金返還証明書（奨学金の返還の事実を証するもの）

- ・ 令和6年3月分の引き落とし（返還日・返還金額）がわかるものが必要です。
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還中の方は、返還額を確認するため、「対象期間が2023年4月1日から2024年3月31日までの奨学金返還額証明書」を提出してください。
- ・ 繰上返還をした方や返還額を変更した方は、返還額を確認するため、通帳の写しも併せて提出してください。

(4) 在職証明書（様式第6号）

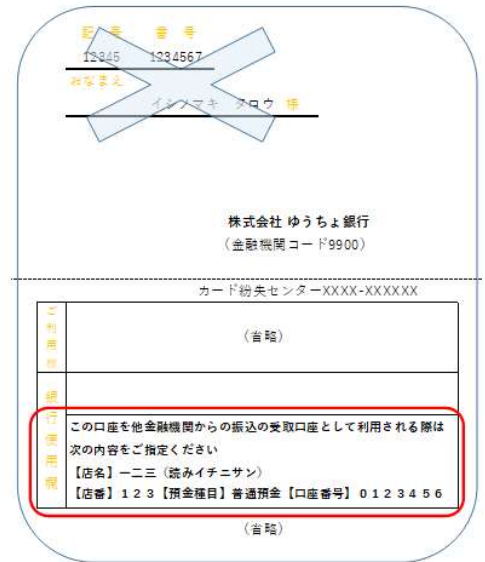
- ・ 令和6年3月31日以降に証明を受けてください。

(5) 助成対象資格の取得を称する書類

- ・ 資格証明書の写し

(6) 口座情報の分かるもの（通帳の写し等）

- ・ 年月日、金額は記入しないでください。
- ・ ゆうちょ銀行の口座の場合には、通帳の下段に記載の振込用の店名、口座番号を記載してください。



(7) 住民票抄本（個人番号の記載のないもの）

- ・ 令和6年4月1日以降に発行されたもので本籍、続柄及び個人番号の記載のないもの。

【添付書類に関する注意事項】

住民票抄本は市役所市民課、各総合支所市民福祉課、各支所の窓口で取得できるほか、マイナンバーカードをお持ちで、利用者証明用電子証明書（コンビニ交付用の暗証番号）の手続きをしている方はコンビニでも取得できます。また、住民票抄本の取得には1通300円の手数料が必要です。

なお、住民票交付窓口で同一世帯以外の方が取得される場合には委任状が必要になります。委任状の作成やコンビニ交付について、詳しくは各住民票交付窓口または市ホームページで御確認ください。

提出、郵送及び問い合わせ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部保健福祉総務課（2階④窓口）

奨学金返還支援事業助成金担当 電話：0225-95-1111（内線2464）

※窓口で提出される際は、混雑を避けるため下記まで事前にお電話をお願いします。